

生存権裁判 熊本地裁で勝利判決～大阪地裁に続いて 2 例目

2022 年 5 月 25 日、熊本地裁において、保護費の減額処分を命じる勝訴判決が言い渡されました。原告勝訴判決は、2021 年 2 月 22 日の大阪地裁判決に次ぎ、全国 2 例目となります。

熊本地裁判決は、大阪地裁判決と同様に、特異な物価上昇が起こった平成 20 年を起点とし、生活扶助相当 CPI という独自の計算により被保護世帯の消費実態とはかけ離れた物価下落率を算定した「デフレ調整」の違法性を認めました。さらに熊本地裁判決は、これにとどまらず、①生活保護基準部会が検証した「ゆがみ調整」による数値を増額分も含めて独断で 2 分の 1 としたこと、②そもそも独断で「ゆがみ調整」に加えて「デフレ調整」を併せ行ったことも違法であると認めた点において、踏み込んだ内容となっています。



「生活保護基準が国民の生存権を保障した憲法 25 条 1 項の趣旨を具体化した重要なものであること」をふまえて裁判所の審査が行われるべきとする判決は、上記の諸点が、生活保護基準部会等の専門的検討を経ていないことを直截に問題視しており、今後の同種訴訟に与える影響は大きいと考えられます。（いのちの砦裁判全国アクションの HP から）

★和歌山の生存権裁判は、

6 月 3 日（金）午前 11 時より～傍聴ご参加下さい。

◎25 条宣伝活動を実施

5 月 25 日（水）お昼休みの時間帯、公園前で 25 条宣伝活動を行いました。75 歳以上の医療費 2 割負担の中止を求め、6 月の年金支給額から 0.4%カットされることを告発、減らない年金制度の確立を求めて市民にアピールしました。また、ロシアによるウクライナ侵略は直ちにやめよと訴えました。この日、13 人が参加、75 歳署名 4 筆、年金署名 3 筆寄せられました。自転車を止めて署名をしてくれた方もありました。

※次回宣伝活動は、6 月 15 日（水）午後 12 時 15 分～1 時まで 公園前で